

親権者変更調停の申立てについて

1 はじめに

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができます。しかし、離婚後の親権者の変更は、必ず家庭裁判所の調停・審判によって行う必要があります。調停手続を利用する場合には、親権者変更調停事件として申し立てます（親権者が行方不明等で調停に出席できない場合には、家庭裁判所に親権者変更の審判を申し立てることができます。）。

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるので、調停手続では、申立人が自分への親権者の変更を希望する事情や現在の親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境等の他、子の福祉の観点から、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境等に関する情報を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして情報をよく把握し、子どもの意向をも尊重した取決めができるように、話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに当たって必要なもの

- (1) 必要事項を記入した家事調停・審判申立書（親権者の変更）
- (2) 必要事項を記入した事情説明書
- (3) 必要事項を記入した連絡メモ
- (4) 資料非開示の申出書（上記(3)の中で、相手方に開示されたくない部分がある場合）
- (5) 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）（原則として、発行日から3か月以内のもの）
- (6) 相手方の戸籍謄本（　　）（　　）
- (7) 未成年者の戸籍謄本（　　）（　　）
- (8) 収入印紙 未成年者1人につき 1200円分
- (9) 郵便切手合計900円分（内訳：80円切手10枚、10円切手10枚）

審理のために必要な場合は、追加書類等の提出をお願いすることがあります。

3 申立書の記入の仕方について

この説明書及び裏面の記入例を参考にしてください。

4 申立人と相手方について

子供の親族（一般的には父又は母）が申立人となり、申立時の親権者が相手方となります。

5 申立書等の提出先について

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

6 申立て後の手続について

調停の申立てがあると、調停委員会が、双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話し合いを進めます。また、必要に応じて、調停が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が情報を聞くこともあります。

家庭裁判所から調停期日等の呼出しがあったときには、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

7 問い合わせ先

〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所 家事受付係 電話06-6943-5745